
民主化と抵抗

新局面に入ったタイの政治

玉田 芳史
Tamada Yoshifumi

はじめに

タイは、東南アジア大陸部において政治経済的にも地理的にも要の地位にある。同国の政治は、民主化が1970年代からゆっくりと進み、21世紀初頭には東南アジア11カ国中の先頭を走っているとみられていた。しかし、その後は混沌としている。2006年には15年ぶりに軍事クーデターが勃発した。2008年にはデモ隊が政権を打倒するため、首相府を数ヶ月間占拠し、続いて国際空港を封鎖した。政権は取り締まりを行なえず、裁判所による与党解党判決で崩壊に追い込まれた。2010年には総選挙の実施を求めるデモ隊に軍隊が発砲して、タイの現代史上では最多の死傷者を出す惨事になった。選挙以外の方法で政権が成立したり崩壊したりする可能性がたえずつきまとっている。この状況を形容して、「権威と正当性が2006年クーデター前から揺らぎ始め、クーデター後には消滅した」と2011年にある知識人は記した⁽¹⁾。自由で、公平な選挙で国家指導者を選ぶという民主政治のルールが踏みにじられている。この混乱は何に起因するのであろうか。

きっかけを探ってみよう。タイの政治は、1990年代までは政権の不安定、政治体制の安定を特色としていた⁽²⁾。その政治体制は、1958年に始まる長期軍事政権が1973年の10月14日政変で倒れて成立した。軍事政権は、1932年の人民党による立憲革命で導入されていた立憲主義や代議制民主主義を放棄し、経済開発と王室からの支持を正当性の拠り所にした⁽³⁾。軍事政権は君主制の権威強化に努めた。政権への正当性付与能力を高め、1965年に武装闘争を始めたタイ共産党に対抗する象徴とするためであった。1973年に大学生が憲法制定を求める運動に乗り出し支持を集めると、政権を支えてきた王室と軍隊が離反した。軍隊では1960年代から人事異動が滞り⁽⁴⁾、多くの将校が不満を感じていた。軍隊の最有力ポストである陸軍総司令官に、待つこと7年にしてようやく1973年10月1日に昇任したばかりの新司令官は、治安出動命令に従わなかった。首相の息子が率いる陸軍部隊などの発砲で70名を超える死者が出ると、10月14日に、国王は首相に退陣を促し、後任には側近の判事を任命した。

軍事政権に代わって登場したのは、立憲主義や代議制民主主義を尊重しつつ、プーミポン国王がヘゲモニーを握る体制であった。国王は親政を行なうわけでも万事に口を挟むわけでもない。国王は最高の権威として、国民が待望するときに超法規的に打開策を示す。国王の「お言葉 (phraratchadamrat)」は、誰も公然とは異を唱えることができず、法的拘束力

があるかのように流通する。これは国王がほかの政治アクターの上に立つようになったことを意味した。国王は、長期軍事政権下では軍隊のジュニア・パートナーであったものが、10月14日政変以後はシニア・パートナーへと変化した。軍隊は国王の意向を無視して政治に介入することがもはや困難になった。他方、1975年以後、総選挙が数年ごとに実施されるようになった。選挙で過半数の議席を獲得する政党はなく、首相は不安定な連立政権の維持に汲々としていた。国王の支持を得ること、少なくとも国王の不興を買わないことが、政権維持の鍵になった。1992年までは首相の人選に国王が大なり小なり関与していたことも重要であった。首相は就任や地位保全を国王に大きく依存するのであれば、国王に従順にならざるをえない。このため、政党政治家のなかからは、国王のヘゲモニーを脅かすものは登場してこなかった。

このプーミポン体制とも言うべき政治体制は、1990年代から揺らぎ始め、21世紀に入ると危機を迎えるようになる。なぜ体制は揺らぎ始めたのか。根本的理由は民主化であった。民主化がなぜ、どのようにプーミポン体制を危機に陥れたのかをみていこう。第1節では、民主化の過程を振り返る。第2節では、民主化がプーミポン体制を揺るがすことになった理由を考察する。第3節では、少数派にすぎない王党派に加勢して、反民主化に勢いを与えている都市中間層について考える。第4節では、そうした脱民主化の企てに反発する庶民についてみる。選挙軽視派の王党派と都市中間層、選挙重視派の庶民、両派による綱の引き合いが政治の混乱を招いていることが明らかとなろう。

1 民主化の進展

1973年の10月14日政変はタイ政治が民主化へ向かう扉を大きく開けた。しかしながら、自由で公平な選挙を通じて指導者が選出されるという意味での民主主義が、この政変でただちに確立されたわけではなかった。プーミポン体制は民主政治と親和性があるものの、君主に象徴以上の役割を認める点で、国民主権に立脚する民主主義の枠からはみ出すところがある。この限定的民主主義体制のもとで、民主化がいくつかの波となって漸進的に進んできた。そして、プーミポン体制はついに民主化と共存困難になる。その理由として、第1に、下院議員選挙が、1975年以後は76年、79年、83年、86年、88年、92年3月、同年9月、95年、96年と数年ごとに実施されるようになった。

第2に、1992年5月に政変が起きた。発端は1991年2月の軍事クーデターであった。クーデターの指導者が1992年3月総選挙後に首相に就任すると、激しい抗議運動が起きた。首相退陣を求めるデモ集会の排除を軍隊が強行して多数の死傷者を出すと、国王が事態収拾に乗り出して、首相を退陣させた。国王は1973年と同様に、国民を銃弾から守り、民主政治再開への道筋をつけた。国王は国民や民主主義の守護者であることをあらためて印象づけたのである。ただし、政変の影響はそれだけにはとどまらなかった。まず、政変直後に憲法の一部改正が実施されて、首相は民選下院議員に限定されることになった。首相を選ぶのは、君主ではなく、国民となった。次に、軍隊が政治の表舞台から退くことになった。最後に、首相退陣要求集会への参加者は都市中間層であったという解釈が定着し、中間層

の政治的発言力が高まった⁽⁵⁾。

第3に、1997年憲法である。軍隊の退場で、政党が政治の主役となった。しかし、政権が不安定であり、政治が非能率であり、首相の指導力が不足しており、政治家の腐敗が目に見え余ることは衆目の一致するところであった。そこで、1990年代に政治改革論が盛り上がり、都市中間層の応援を受けて、憲法を全面改正することになった。政権を安定させ首相の指導力を強めるため、二大政党制の実現を狙って、選挙制度が従来の中選挙区ほぼ400名から小選挙区400名と比例区100名へ変更された。政権の不安定につながる議員の造反を阻止するために選挙区議員の入閣や現職議員の所属政党変更をほぼ不可能にし、首相への不信任案の提出も困難にした。こうした措置によって強化される執政府を牽制する役割を、憲法裁判所、汚職防止取締委員会、選挙管理委員会、オンブズマン、会計監査委員会などの独立監査機関に委ねることにした。

第4に、2001年総選挙でタックシンが勝利して首相に就任した。彼は1997年憲法の規定を活かして指導力を発揮し、巧みな政権運営で高い人気を獲得した。1997年憲法は、おそらく起草者が意図しないところで、首相に二重の正当性を与えていた。同憲法は、各党があらかじめ準備した名簿の順位上位者から得票率に応じて順番に当選する拘束名簿式比例代表制を採用していた。しかも閣僚を比例区の議員から任命することを想定しており、比例区名簿の第1順位は首相候補である。このため、全国区の比例代表制は、有権者からすれば、誰が首相にふさわしいかという首相公選と実質的には等しかった。すると、選挙で勝って首相に就任した人は、下院の支持だけでなく、国民から直接の支持という意味での大統領的な正当性を備えることになる⁽⁶⁾。タックシンはそうした正当性を喧伝し、政権内部や与党タイラックタイ党（タイ愛国党〔TRT〕）内部での指導力強化に役立てた⁽⁷⁾。また、タックシンは小選挙区制では公約が重要になることを見越し、他党に先駆けてマニフェストを提示した。それは具体的で魅力的な内容であった。しかも政権を握ると、予想に反して、その多くを実行することで、4年任期満了後の2005年総選挙で下院議席の4分の3を獲得するという空前の圧勝を収めた。選挙公約が空手形にすぎなかったそれまでの政党政治からの大きな様変わりであった。有権者にすれば、どの政党に投票するかによって生活が変化するようになった。

第5に、1990年代半ばから地方分権が進んだ。有権者が選挙への執着を強めたのは、タックシンのマニフェスト戦術のみならず、こうした地方分権のおかげでもあった。1995年から設置が始まった区自治体を皮切りに、地方分権が急速に進んだ。2003年には自治体の首長が議員の互選ではなく、住民の直接投票で選ばれるようになった⁽⁸⁾。農村部住民の場合、かつては下院議員と県会議員の選挙しかなかったものが、国政では下院議員と上院議員、地方政治では県自治体の首長と議員、市町村の首長と議員と、4年間に少なくとも6度の選挙が実施されるようになった。選挙の回数が増えたばかりではなく、自治体首長が議会ではなく有権者に責任を負うようになり有権者のほうを向いて行動するようになった結果、有権者は誰に投票したのかによって生活が変わることを実感し、選挙へのこだわりを強めた。

こうした民主化の進展は、政治に2つの大きな変化をもたらした。ひとつは新しいタイプの政治指導者の登場である。選挙の洗礼を受けたという民主的正当性、魅力的な政策の実現による高い人気、巨大与党という安定した政権基盤、こういったものを備える首相である。それはプーミポン体制にとって脅威となりうる政治家である。もうひとつは、有権者の政治意識の変化である。多くの有権者は、1990年代までは、どの政党やどの候補者に投票しても国政が変化することはなく、選挙は金品と票の交換や日頃の恩顧への返礼の機会にすぎないと考えていた。しかし、タックシン政権以後、選挙政治は生活を左右するようになったため、死活問題となった。総選挙の先送りや選挙結果を覆す軍事クーデターは、関係のない他人事ではなく、断じて容認できないことになった。

2 プーミポン体制の動揺

(1) プーミポン体制

民主化のこうした展開に心中穏やかではない勢力のひとつは王党派である。王党派が不安を覚える主因は、プーミポン体制が制度化されていないことにあった。この体制は公式には、「国王を元首とする民主主義体制」と呼ばれる。この表現を用い始めたのは、1976年クーデター後に成立したターニン政権であった。憲法に「国王が元首の民主主義」という表現がはじめて盛り込まれるのは1978年であった。それが「国王を元首とする民主主義」へと変化するのは1991年憲法であった。これは君主が国家元首という一般的な立憲君主制ではなく、君主が政治的ヘゲモニーを握るという特殊な意味合いが込められた表現である。

国王が最高の権威を保持するとはいえ、国政の指導者は首相である。両者の関係は、半大統領制における大統領と首相に似通ったところがあり、双頭制と捉えうる。両者の権力関係は可変であり、不安定になりうる。不安定を解消する方法のひとつは、両者の権力や権限を憲法に明記することである。しかし、君主の権力は憲法に明記されているわけではない。絶大と思われる国王の権力は、明文ではなく、不文律に基づいている。タイでは君主と首相の間にそうした明確な境界線が引かれていないため、同じ土俵上で衝突する可能性がある⁹⁾。

法制史学者トントーンは、次のように記している。「1973年10月14日の政変以後、何度かの憲法起草に当たって、起草委員から、憲法に規定される国王の権力を従前よりも強めたり明記したりしてはいかかという提案がなされたことがあった。たとえば1974年憲法における上院議員の任命である。ところが、国王陛下はそれを望まれないことが明らかになった。筆者が思うに、現行憲法（1978年憲法）における国王の権力に関する規定は適切で十分である。改めるべきではないのである。憲法に基づく国王の権力については、明文化されていない部分は明文化しないままにしておくべきである。柔軟さを維持するためである。その時その時の変動する状況に対応できる。……国王の権力のうち明文化されない部分が実際にはどれほど行使しうるのかは、3つの要因にかかっている。1つは国民の忠誠心、1つは国王の威徳、1つは政府の性格である。国王の権力のこの部分を法律に明記すると、融通が利かなくなり、国政状況の変化に対応できないかもしれない。これは国王陛下が

『タイの王制は絶えず変化している』と述べられたことと合致している」⁽¹⁰⁾。

これに関連して興味深いことに、国王は1973年の政変後にこう語ったと伝えられている。「政治に空白状態が生じたときには、国王は政治に全面的に介入できる。10月14日がそうである。しかし、介入で収拾が終われば、国王は可能な限り速やかに政治から手を引かねばならない。これは空白が再び生じたときに、救済に再び乗り出せるようにするためである」⁽¹¹⁾。政治介入の余地を残すために、より大きな権力を獲得し行使するために、意図的に明文化を避けていたことがうかがえる。

このように制度化が避けられたため、一方では国王の権力は青天井のもとで巨大化する可能性があり、他方では上限のみならず下限もないに等しいがゆえに、象徴としての元首へと変化する可能性を秘めている。トントーンが指摘するように、多寡は君主、首相、国民にかかっている。国民の間で支持や人気を獲得することが重要なので、当初は共産主義対策に力点をおいていた国王発案事業は、タイ共産党の壊滅が近づいた1981年に国王発案事業調整特別委員会が首相府に設置され、官庁や政府予算を巻き込んで拡大した。王室は1980年代末には独自の非政府組織（NGO [Munlanithi Chaipatthana]）を立ち上げた。官庁を通じた国王発案事業に伴う予算や規則の面での制約を克服し、開発への取り組みに機動力をもたせるためであった⁽¹²⁾。これによって開発に関心を払う慈父というイメージが一段と強まっていった。それにもまして重要なのは君主と首相の関係である。そこにはゼロ・サム的なところがある。首相が非力、無能で、権限を発揮できなければ、君主の権限の範囲が拡大しうる。逆に、首相が有能で存分に権限を発揮するならば、君主の自由になる範囲は狭くなる。王党派からすれば、民主的な正当性がない1960年代の軍事政権の軍人首相、選挙に立候補しなかった1980年代のプレーム首相、政権維持に汲々とした1990年代の不安定な連立政権の政党政治家首相は、いずれも国王のヘゲモニーを脅かしえないので好都合であった。最後に、きわめて重要なことに、制度化されていないからこそ、君主の交代に伴って、君主の権威は劇的に変化しうる。1927年生まれのプーミポン国王は、高齢で健康状態に不安が生じている。このため、王党派は王位の継承に著しく神経質になってきた。首相は新君主への忠誠心が高く従順な人物でなければならない。

（2）タックシンの衝撃

この観点からすると、タックシンは最悪の首相であったと言えよう。タックシンには二重の民主的な正当性があり、都市部でも農村部でも高い人気を博して抜群の安定を誇っていた。従来の指導者と比べて不従順なタックシンが、国王こそが政治体制の中心に位置すべきと考える人々の不評を買ったとしても不思議ではない。タイの知識人によれば、タックシンも国王も国民の人気を気にかけていた⁽¹³⁾。両者は手法が異なっていた。国王のほうは局地的、単発的である。どこか特定の村に集中豪雨的に慈悲深く恩恵を施すというのが国王のやり方である。タックシンは首相として、特定の村ではなく、全国一律にすべての村に政策として恩恵を施した。実際の効果には歴然たる差があった。タックシンは国王をたてるどころか、国王の影を薄くしていたことになる⁽¹⁴⁾。勤王派から不満が出てくるのは当然であった。

王党派が2005年総選挙に大きな衝撃を受けたことは想像に難くない。政党政権が4年の任期を満了するのは史上初、同じ政党が2度続けて第1党になるのは1983年以来20年ぶりの珍事であった。1期限り、任期未了のまま退陣という先例にまったく反しており、しかも空前の大勝を収めていた。タイラックタイ党（TRT）が政権を20年間担当するというタックシンの豪語に現実味が感じられもした。このため、タックシン政権打倒運動は2005年から本格化する。

王党派を代表する政治学者チャイアナンは2006年5月24日のセミナーでこう指摘した⁽¹⁵⁾。「タイでは1人の人物が権力を握るのは重大なことである。それというのも、選挙に由来する正当性に依拠して権力を握るという前例がほとんどないからである。過去に遡ってみれば、[1958年に長期軍事政権の礎を築いた独裁者] サリット元帥は民主的な正当性がなかった」。「タックシンという個人への支持を求め続けるならば……君主制は国民との距離が遠くなり象徴にすぎなくなってしまうだろう。……サリット元帥は選挙の洗礼を受けておらず正当性がなかったものの、国王と国民の距離を縮めたのである」。ここには、タックシンの民主的な正当性や高い人気、君主の権威を損ねることへの懸念が如実に示されている。

それゆえ、国王のヘゲモニーを損ねるとされる首相の打倒を目指す運動が始まり、クーデターが実行されたのは不思議ではない。王党派がタックシンを敵視する理由は、君主と首相の微妙な権力関係が劇的に変化しつつあることをタックシンがまざまざとみせつけたからであろう。根本的な問題は、タックシンのような危険な首相を生み出しかねない政治の民主化であった。2006年クーデターはタックシンの政界追放のみならず、タックシンのような指導者の再来阻止をも目的としていた。後者の目的を達成するために、2007年憲法の起草が行なわれた。主眼は、1997年憲法で標的にされた立法府に続いて、執政府の権力も削減することにあった。具体的には、第1に、選挙制度を改めることによって、大規模政党の登場を抑制し、不安定な連立政権を再現しようとした。それゆえ、1991年憲法と同様な中選挙区制に戻した。もうひとつの比例代表は残したものの、大統領選挙と似通った効果をもつ全国区は許容しがたいので、全国をきわめて恣意的に8つのブロックに分割した。上院については、議員のほぼ半数を官選に戻した。第2に、内閣に関しては、首相を弱くする必要があるので、タイ歴史上初めて首相に任期制限を導入して8年を超えないという規定を設けた。首相への不信任案を容易に提出しうるよう、提出に必要な議員数を半減させて1997年以前のように下院議員数の5分の1に戻した。政権の不安定化を狙って、選挙区議員の入閣を許すことにもした。第3に、政治家が国民に受けのよい政策を打ち出して人気を獲得するのを制限するために、政治家に都合のよい予算編成に厳しい規制をかけようとした。さらに、政権が実施すべき基本政策を詳細に憲法に書き込み、立法府や執政府が選択しうる政策に縛りをかけた⁽¹⁶⁾。第4に、新しい政党法には、選挙違反が解党理由となるという規定を新たに盛り込んだ。これには解党を容易にする狙いがあった。

3 都市中間層の抵抗

王党派の強い協力者になったのは都市中間層であった。都市中間層は、マスメディアが

代弁者となることで、1992年5月政変以後、タイ政治をめぐる言説を支配していた⁽¹⁷⁾。社会保険に加入するホワイトカラーを中心とする給与所得者や、専門職や自営業に従事する暮らし向きのよい人たちである。ジャーナリスト、知識人、NGOなどとともに市民社会を構成している。彼らは1997年憲法へと結実した「政治改革」の応援団でもあった。その多くは反タックシン闘争を支持して、「黄シャツ（民主主義のための国民連合）」に加わり、2006年クーデターを支持した。

黄シャツは、タックシン派政権には正当性がないと主張した。タックシン派は2001年以後、2005年、2006年、2007年、2011年とすべての総選挙で勝利を収めてきた。この勝利は不正の産物であり、さらに選挙そのものが無知で貧困な庶民の買収にすぎず正当性をもたらないということであった。黄シャツはそこで国会議員の構成を官選7割、民選3割に変更するという「新しい政治」構想を提示する⁽¹⁸⁾。選挙の濃度を30%まで稀釈した代議制である。議員に任命される可能性のない多数派庶民が割を食い、「金持ち、都市住民、学歴の高いものが優遇されることになる。……黄シャツは……特権層の恐怖心につけ込む反民主化運動である」と言いうる⁽¹⁹⁾。

選挙への不満や懸念は、黄シャツに限らず、多くのものが共有していた。たとえば、最高裁判所長官の秘書官を務める判事⁽²⁰⁾は2006年7月15日に、「国家権力者が〔2006年4月2日総選挙で〕獲得した1600万票の由来を問いたい。1票1000バーツ（約3000円）でかけ算すれば160億バーツにすぎない。国家権力を獲得する元手としては端金にすぎない」と述べた⁽²¹⁾。2009年9月27日には選挙管理委員会委員長が、「委員長を3年務めての感想である。票の売買が蔓延しており、いつになったらなくなるのか見当がつかない。多くの国を視察してみると、票の売買が残っているのはタイだけである」と語った⁽²²⁾。こうして買票を理由として選挙をことさらにけなす勢力は、クーデター後に軍隊の管理下で実施された「2007年総選挙では、タックシン派政党の勝利を阻止するために、膨大な公的な資金や資源が投入された」ことは不問に付している⁽²³⁾。

選挙における買収は、1980年代初頭に目立つようになり、1990年代に入って問題視されるようになった。2001年以後、再配分的なポピュリズム政策が導入されると、それは選挙時の票売買と並ぶ有権者の買収であって、選挙で勝利しても正当性を得られないと主張された。これに対しては、あるジャーナリストは「票の売買が存在し、問題であることは確かである。しかし、〔2007年総選挙での〕タックシン派政党への大きな支持は不正だけでは説明できない。……同党が大きな勝利を収めたからといって、支持者が民主主義への備えができていないと決めつけるのは横柄であり浅薄である。とりわけ、タイの民主主義のみならず経済にも大きな打撃を与えたクーデターによる非合法的政権打倒を平然とためらいもなく支持したいわゆる教育程度の高い中間層やエリートの口から発せられるならば、そうである」。「中間層は、農村部や都市部の貧困層による票の売却を軽蔑し、そうした貧困層を愚かでどうしようもないとみなしている。ところが、中間層自身が、子供を名門校に入れるため、あるいは商売の契約をとるために、袖の下を渡すときには、それを現実的で賢い行動であると自負している。ついでに言えば、選挙で票を買っているのも、社会の上層部

の人々である」と批判する⁽²⁴⁾。

また、別の知識人は、買票批判が繰り返されるのは、買票の蔓延ではなく、民主化の進展を懸念しているからであると2008年に的確にも指摘している。「地方の有権者は、以前よりも裕福になり、教育程度が高くなり、選挙の経験が増えている。実際のところ、問題は、地方の有権者が正しい投票方法を知らないことではなく、選挙の結果が恩顧関係や買票で歪められていることでもない。地方の有権者が投票を上手に活用するのを覚えたことが問題なのである。〔2001年以後の〕4回の総選挙で、地方の有権者は実に首尾一貫して合理的に投票してきた。……地方の有権者が票を現金と交換しており、それゆえに国政においては何の重みもなかった時代には、買票を気にかけるものなどいなかった。しかし、今では有権者が賢くなったからこそ、歯止めをかけなければならないのだ。買票や恩顧政治をやかましく騒ぎ立てるのは、うまく機能しているようにみえる選挙民主主義を土台から掘り崩そうとする企てにすぎない」⁽²⁵⁾。

タイは選挙に依拠する長期政権の歴史が乏しかったため、マレーシアの統一マレー人国民組織（UMNO）、シンガポールの人民行動党、カンボジアの人民党、スハルト体制下のインドネシアのゴルカル、あるいは台湾の国民党といった競争的権威主義体制⁽²⁶⁾のように、露骨に選挙の自由や公平さを損ねることがなかった。その必要性も能力もなかったからである。民主化にとっての課題は、選挙制度よりも、選挙結果が国政に十分に反映されないことであった。このため、民主化途上国としては、比較的自由で公平な選挙制度が存在していたと言える。それにもかかわらず、売買票が選挙に由来する民主的な正当性を否定するほど深刻な問題であると騒ぎ立てるのは、選挙で勝てない勢力の政治力や発言力が強いからであろう。それが都市中間層である。都市中間層は、都合よく庶民を指導・教導できないこと、少数派であるがゆえに国政への影響力が低下したことに不満を覚えている。都市中間層は選挙では勝ち目が乏しいので、選挙を否定したりけなしたりする誘惑にかられ、多数派の利益を重視するタックシン派政権打倒を目指す黄シャツの運動に結集した⁽²⁷⁾。

4 異議を申し立てる庶民——むすびに代えて

(1) 赤シャツの反撃

近年のタイ政治の混乱について振り返ると、次のようにまとめられるであろう。2001年以後、政党政治が変化して政権が安定すると、首相と元首の間に緊張の可能性が芽生えてきた。また、民主化の進展に伴い、多数派の声に耳を傾ける政権が登場した。上流階層や中間層は、政府へ働きかける力が相対的に低下することに不満を覚えた。そこで、元首のヘゲモニーを守ろうとする王党派と、大衆の政治的台頭を抑えたい都市中間層が、民主化の阻止に乗り出した。最高の権威を備えた王室を担ぐ王党派と、言説を支配する中間層が協力すれば、この企ての成功は難しくないはずであった。

計算違いであったのは、「赤シャツ（反独裁民主戦線）」の登場と勢力拡大であった。赤シャツは2006年クーデターに反対する知識人や活動家によって2007年に結成され、国民の間に急速に支持者を増やした。多数を占めるのは、中間層や黄シャツが、無知で貧困で、政

治への関心や理解が乏しいなどと批判してきた庶民である。なぜ庶民が異議を申し立てるのか。黄シャツが主張するように、無知蒙昧ゆえにタックシンに買収され騙されているからなのか。

タイを代表する知識人ニティは赤シャツの政治運動を社会経済の変化と関連づけて説明した。第1に、過去20—30年間に、農村部に中間層が登場した。都市中間層よりは所得が低く、下位中間層（lower middle class）と位置づけうる。第2に、社会全体ではそうした農村部中間層が多数派であり、その支持を受けた政党が政権を担当する結果、マスメディアを通じた発信力に依拠する都市中間層の政治力は相対的に低下した⁽²⁸⁾。第3に、赤シャツの運動への参加者の「最大部分を占めているのは、最貧層ではなく、こうした下位中間層である」。下位中間層は、農村部中間層と都市下層から構成される多数派であるがゆえに、その参加を得る「赤シャツはタイの歴史上最大規模の大衆運動」となっている⁽²⁹⁾。第4に、政府への働きかけの術をもつ上流階層や中間層とは異なり、物言わぬ大衆にとどまってきた下位中間層にとっては、選挙での投票がほとんど唯一の政治参加の手段である。その選挙の結果が2001年以後、政治に反映されるようになってきた。普通平等選挙では、階層や階級とは関係なしに、有権者は対等である。選挙の重要性は増す一方であった。ところが、2006年以後、王党派や都市中間層が中心となった脱民主化闘争で選挙が踏みにじられてきた。下位中間層はこれに納得がいかず、赤シャツへと結集した⁽³⁰⁾。

経済学者のアピチャートは2011年に「臣民から市民へ」と題する評論を書いた⁽³¹⁾。赤シャツの怒りは、物言わぬ大衆から参政権を積極的に活用する市民に変わろうとする矢先に、選挙が軽んじられ、対等な市民と認知されないことに向けられていた。2005年総選挙で圧勝を収めたタックシンに、王党派と黄シャツは退陣を迫った。首相が2006年2月に国会を解散し、4月に総選挙を実施すると、国王が裁判所に対処を厳命し、5月に総選挙無効判決を引き出した。選挙管理委員を更迭するなどしてやり直し総選挙の先送りを画策したものの、2006年年末の実施が不可避となり、しかもタックシン派の勝利が確実視されたため9月にクーデターを決行した。この結果、選挙は2007年12月まで1年以上先送りされた。それまでの間に、裁判所がタックシンの与党TRTを強引な解釈で解党に追い込み、クーデター後に公布施行された法律に遡及効を認めて同党幹部111名の政治職就任を5年間禁止した。安定した政権の登場を阻止しようとした新たな憲法を起草して公布施行した⁽³²⁾。2007年総選挙で、タックシン派が第1党になり政権を獲得すると、黄シャツが政権退陣を要求して政府官邸や空港などを占拠した。その圧力におされるように裁判所が与党解党判決を下すと、軍隊が与党政治家への切り崩し工作に乗り出して民主党への政権交代を実現した。赤シャツにすれば、2005年、2006年、2007年の投票はいずれも1年と経たないうちに水泡に帰したに等しい。選挙で勝てない勢力が再三にわたって選挙以外の方法で政権打倒を試みるのは、主権者の意思の否定であり、承伏しがたい。

選挙結果を軽視した政権交代に抗議して、赤シャツは民主党政権に対して再三再四にわたって国会の解散と総選挙を要求した。タックシン派政権下の2008年には黄シャツの狼藉の取り締まりを拒否していた軍隊は、民主党政権下では赤シャツへの掃討作戦を迅速に展

開した⁽³³⁾。作戦を主因として、2009年4月には130名の負傷者、2010年4月から5月にかけては90名余りの死者、2000名近い負傷者を出した⁽³⁴⁾。この弾圧は、赤シャツを衰退させるどころか、むしろ増強することになった。第1に黄シャツと赤シャツでは対応がまったく異なるという不公平な二重基準が明らかになり、第2に赤シャツを虫けらのように虐殺しておきながらテロリストと決めつけることで政権側がいっさいの責任を認めようとしないうことへの怒りが高まったからである。

これは選挙軽視派と選挙重視派の対立と捉えうる。王党派と都市中間層はタックシン打倒の道連れに民主政治を否定ないし軽視した結果、有権者の反発を招くことになった。選挙で選ばれた政権をクーデターで打倒する前例はタイでは多く、過去に1947年、57年、76年、91年に生じた。いずれも、さほど激しい反発を国民からは招かなかった。しかし、2006年は違った。選挙政治が根付いていたからである。反タックシン派が選挙軽視の言動を繰り返すほど、選挙重視派は選挙の重要性をいちだんと強く確信するようになった。

(2) 王室の危機

選挙を嫌う王党派や黄シャツは、選挙に由来する民主的な正当性を稀釈・否定するよう努めなければならない。彼らは、それだけにとどまらず、タックシンの悪徳イメージを増幅して、憎悪を煽り立てることで、支持を集めようとしてきた。たとえばタックシン批判が劇的に盛り上がったのは、タックシンが2006年1月に自社をシンガポール企業に売却したときであった。国営企業ではなく民間企業の売却であるにもかかわらず「売国」と罵られ、納税義務がないにもかかわらず「脱税」を批判された。時に事実と反する報道がまかりとおったのは、マスメディアの多くが原理原則や理想よりもタックシンに勝利を収めることを最優先しており、国民を誘導・教導することに躍起になっていたからである⁽³⁵⁾。

とはいえ、否定ばかりでは、選挙に代わる正当性が出てこない。そこで、王室を正当化の一助とした。それは政治的には有効ながら、王室を危険にさらすことにもなる。自己規制の文化と刑法に設けられる不敬罪の厳罰規定ゆえに、「タイのメディアは、王室の役割を議論することができない」⁽³⁶⁾。しかしながら、2006年クーデターに反対して「赤シャツを着用する人々の多くは、ラジオで、オンラインで、街頭で、あるいは自宅で包み隠さず議論するようになった」⁽³⁷⁾。彼らは2006年以後の政争が王室と無関係ではないと感じているからである。黄シャツはたえず王室奉戴によって言動を正当化しようとしてきた。国民生活や国際関係に甚大な打撃を与えた2008年11月の空港占拠をはじめとする黄シャツの暴挙の正当化に王室が利用されることに、勤王派はなぜ異を唱えないのか。2008年10月に黄シャツのデモ隊に死者が出ると、きわめて異例なことに、その葬儀に王妃が出席したのはなぜか。2006年4月の国王の訓示以後、裁判所が政治事件に積極的に判断を下すようになったのはなぜか⁽³⁸⁾。そもそも2006年クーデターにあたっては、1991年とは異なって軍隊内部に主流派と反主流派の対立が歴然と存在し、国王が裁可を拒む余地が十分にあったにもかかわらず、裁可したのはなぜか。

もうひとつ重要なことに、君主への敬愛を生み出す決定的な要因になってきたのは、1973年と1992年の政変時に、国王が、デモ隊強制排除を政府に止めさせて銃弾から国民を守り、

流血を招いた政府や軍隊の首脳を引責辞職に追い込んだことであった。2010年には4月10日に軍隊がデモ隊掃討に乗り出して、日本人カメラマンを含む多数の死傷者を出す惨事になったとき、国王が事態の収拾や責任者の処分に乗り出すのではないかと、赤シャツは期待した。しかし、王室は沈黙を守った。軍隊が5月19日を期してデモ隊強制排除の準備に入ったとき、国王が介入して流血を阻止するのではないかと、赤シャツは期待した。しかし、寺院に避難した人々までが狙撃され射殺されたにもかかわらず、国王は介入せず、発砲者を咎めることもなかった。期待を裏切られた赤シャツは、国王が反タックシン派の黒幕ではないかという疑念を強め、敬愛の念を著しく低下させた。1973年、92年の2度の政変は君主の権威強化につながったものの、21世紀初頭の政変は権威を傷つけたのである。

勤王派を代表する知識人ククリットが唱えた「国王国民共同統治 (ratcha pracha samasai)」体制⁽³⁹⁾は、1970年代以後現実のものとなっていた。主権者は国民である、しかしその主権を国王が行使する、という発想に基づくのがプーミポン体制であった。だが、近年の過剰な王室利用、馬脚を現わすような政治関与、先例や期待に反する政治非関与によって、破綻を来しつつあるように思われる。引き金は政治の民主化であった。主権者は国民なのか君主なのか、われわれは市民なのか臣民なのか、と国民が問い始めたと言えよう。選挙に価値を実感して、君主主権体制下の臣民であることを止めるとき、仮に選挙で表現された民意の否定に君主が利用されるのであれば、攻撃の矛先が君主に向けられることは避けられない。君主制が制度化されておらず、しかも非制度的な政治介入に利用されるならば、危機にさらされるのは、民主主義よりも君主制と言えよう。混乱を収拾するには、君主制と代議制民主主義の関係を安定させる必要がある。君主が隠微な政治関与を止めて、専制支配を行なうのか、それとも象徴になるのか。君主制を存続させるには選択肢は後者しかないだろう。

- (1) Nithi Iosiwong, *Bia lai khun* (下克上), Bangkok: Matichon, 2011, p. 171.
- (2) 玉田芳史「タイの民主化と安定」、村松岐夫・白石隆編『日本の政治経済とアジア諸国 (上巻) 政治秩序篇』、日文研叢書30-I、2003年、21-37ページ。
- (3) 末廣昭『タイ——開発と民主主義』、岩波新書、1993年。
- (4) 1964年に陸軍総司令官に就任したのは、60歳の定年退役を1973年に迎える将校であったため、人事が停滞した。
- (5) 玉田芳史『民主化の虚像と実像——タイ現代政治変動のメカニズム』、京都大学学術出版会、2003年。
- (6) 玉田芳史「タイにおける選挙をめぐる攻防——民主化と脱民主化」、吉川洋子編『民主化過程の選挙——地域研究から見た政党・候補者・有権者』、行路社、2010年、230-233ページ。
- (7) これは、「政治の大統領制化」と呼ばれる現象のひとつである。玉田芳史「タイにおける中核的執政の変容」、伊藤光利編『比較政治叢書(4) 政治的エグゼクティブの比較研究』、早稲田大学出版部、2008年、155-156、167-170ページ。
- (8) 永井史男「地方分権改革——『合理化なき近代化』の帰結」、玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革1991-2006年』、アジア経済研究所、2008年、117-158ページ。
- (9) 玉田芳史「タイのポピュリズムと民主化——タックシン政権の衆望と汚名」、島田幸典・木村幹編『ポピュリズム・民主主義・政治指導』(MINERVA比較政治学叢書1)、ミネルヴァ書房、2009

- 年、90-92ページ参照。
- (10) Thongthong Canthransu, *Phraratcha amnat khong phramahakasat nai thang kotmai ratthathammanun* (憲法に基づく国王の権力), S. C. Print and Pack, 2005, p. 128
 - (11) Kasian Techaphiira, “Laksana khong prachathipatai lang 14 tula (10月14日政変後の民主主義の特色),” *Matichon* (online edition), Oct. 15, 2010.
 - (12) Chanida Chitbandit, *Khrongkan an nuang ma cak phraratchadamri: Kansathapana praratcha amnatnam nai phrabatsomdetphracaoyuhua* (国王発案事業：プーミポン国王における国王のヘゲモニー確立), Bangkok: Munlanithi Khrongkan Tamra Sangkhommasat, 2007.
 - (13) Supphalak Kancanakhundi, “Wikhro rabop sonthi (ソンティ体制の分析),” in Fadiokan, *Ratthaprahan phua rabop prachathipatai an mi phramahakasat song pen pramuk* (国王陛下を元首とする民主主義体制のためのクーデター), Bangkok: Fa Dio Kan, 2007, p. 273.
 - (14) Anek Laothammathat, *Thaksina-prachaniyom* (タックシン流のポピュリズム), Bangkok: Matichon, 2006, pp. 100-101.
 - (15) “Chamlae patinya finland chu patinya thammsasat pokpong sathaban kasat (フィンランド宣言を弾劾し、君主制防衛のためのタムマサート宣言を支持する),” *Matichon* (online edition), May 25, 2006.
 - (16) 外山文子「タイ憲法における『国の基本政策方針』の政治的意味」『アジア・アフリカ地域研究』第12-2号(2013年)、192-214ページ。
 - (17) Yoshifumi Tamada, “Democracy and the Middle Class in Thailand: The Uprising of May 1992,” Shiraishi Takashi and Pasuk Phongpaichit (eds.), *The Rise of Middle Classes in Southeast Asia*, Kyoto: Kyoto University Press, 2008, pp. 72-74.
 - (18) “Sonthi phoei khongsang kanmuang mai plot aek rabop tuathaen phoem botbat prachachon (ソンティは、代議制のくびきから解放し、人民の役割を拡大する新しい政治の構造を発表する),” *Phucatkan Online*, July 4, 2008.
 - (19) Chang Noi, “PAD [People’s Alliance for Democracy]: Bulldog on a Leash or Another Nail in Democracy’s Coffin,” *The Nation* (online edition), July 21, 2008
 - (20) 彼は、クーデター後は法務事務次官に就任し、さらに2007年総選挙後は憲法裁判所の判事に転じた。
 - (21) “Lekha prathan sandila khong cai lokaphiwat mai mi khunnatham cariyatham kamkap (最高裁長官秘書官が道徳や倫理の欠落したグローバル化への違和感を表明),” *Matichon* (online edition), July 16, 2003.
 - (22) “Thailand is the only country vote-buying rampant,” *The Nation* (online edition), Sep 28, 2009
 - (23) Chang Noi, “The Election Prospects of the Democrat Party,” *The Nation* (online edition), Oct. 27, 2008.
 - (24) Pravitt Rojanaphruk, “Elite and Middle Class Must Heed Country’s Poor,” *The Nation* (online edition), Dec. 31, 2007.
 - (25) Chang Noi, “The Facts about Vote-Buying and the Patronage System,” *The Nation* (online edition), Sep. 1, 2008.
 - (26) Steven Levitsky and Lucan A. Way, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*, Cambridge University Press, 2010.
 - (27) 黄シャツ支持者の間で典型的にみられる庶民蔑視について、ベネディクト・アンダーソンは次のように述べている。「タイでは知識人は農村部住民を公然と軽蔑することをためらわない。これら知識人はその道徳的・政治的高潔さを水増しして自負している。これは、彼らが国家にきわめて近いところにいるからである」。アンダーソンはさらに、「都市中間層、とりわけ中国系の中間層は人民を非常に恐れている。……彼らは下層民たちの激怒、欲望、嫉妬の的になることを恐れている。バンコクのような都市では、そうした感情を容易にみてとれる。民主主義的な価値観、権力分立、司法重視、法治主義への美辞麗句を並べるのは、隠し立てのための偽善行為である。中間

層は、民主主義を口にするが、政治的な挑戦を受けるとまったく非民主主義的な手法に訴え、恐るべき蛮行をやつてのけることができる」。Benedict Anderson, “Afterword,” Mizuno Kosuke and Pasuk Phongpaichit (eds.), *Populism in Asia*, Singapore: NUS, 2009, pp. 219, 220. ここで参考になるのは、日下によるフィリピン政治分析であろう。日下渉『反市民の政治——フィリピンの民主主義と道徳』、法政大学出版会、2013年。

- (28) Nithi Iosiwong, *Rakya sang ban chonchanklang sang muang* (庶民の国と中間層の国), Bangkok: Matichon, 2009, pp. 162–188. また、“Lom wong khaoma: khui kap nithi iosiwong nai wan sua daeng phai (包囲して攻める：赤シャツが負けた日にニティ・イオシーウォンと話ををする),” *Prachathai*, June 16, 2010 も参照。
- (29) Nithi Iosiwong, “Kanmuang khong suadaeng (赤シャツの政治),” *Matichon* (online edition), April 26, 2010.
- (30) Nithi Iosiwong, *Bia lai khun*, op. cit., pp. 33–39.
- (31) Aphichat Sathitniramai, “Cak phraifa su khwampenphonlamuang (From Subjects to Citizenship),” *Prachathai*, May 13, 2011 (<http://prachatai.com/journal/2011/05/34527>).
- (32) 玉田、前掲論文「タイにおける選挙をめぐる攻防」、236ページ。
- (33) 玉田芳史「クーデタとその後——タイ陸軍の人事異動と政治介入」『国際情勢紀要』80号(2010年2月)、151–183ページ参照。なお、赤シャツは、2007年7月22日に枢密院議長公邸前に集まって、議長をクーデターの黒幕と糾弾したときにも取り締まりを受けていた。Watsana Nanuam, *Amata haeng pa prem* (不滅のプレーム親爺), Bangkok: Post Books, 2008, pp. 141, 143.
- (34) 2010年の紛争については、600ページ近い大部の資料集 Bandit Canrotcanakit lae Klum Morasumchaikhop, *Ekkasan khothetcing buangton kiokap hetkan khwamrunraeng thang kanmuang rawang wan thi 13–20 phrut-saphakhom pho. so. 2553* (2010年5月13–20日の時期の政治的暴力沙汰に関する基本的な事実を伝える文書) が詳しい。
- (35) “Baitonghaeng wican phuathai chom prachathipat tonrap pi mai 2556 (「バイトーンヘーン」が2013年の年頭にあってプアタイ党を批判し民主党を褒める),” *Matichon* (online edition), Dec. 31, 2012.
- (36) Pravit Rojanaphruk. “Is Sondhi’s PAD Now a Brainwashed Political Cult?” *The Nation* (online edition), Dec. 5, 2008.
- (37) Pravit Rojanaphruk “Resentment Lingers among the Poor over 2006 Coup,” *The Nation* (online edition), April 17, 2009.
- (38) 司法主導の政治改革、ないしは司法による政治介入 (tulakanphiwat) と呼ばれる。
- (39) Saichon Sattayanurak, *Khukrit kap pradiithatham ‘khwampen thai’ lem 2* (ククリットと「タイらしさ」の構築・第2巻), Bangkok: Matichon, 2007, pp. 181–182.